

## ○熊本県警察の広報に関する訓令

(平成12年12月8日本部訓令甲第22号)

改正 平成14年3月15日本部訓令第2号 平成20年3月18日本部訓令第4号

平成21年3月13日本部訓令第3号 令和5年3月10日本部訓令第10号

熊本県警察の広報に関する訓令(昭和34年熊本県警察本部訓令甲第65号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、熊本県警察における広報活動を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、広報活動とは警察に対する県民の理解と協力を得るため、新聞、放送、広報紙等の広報媒体を通じて、警察活動の実態を県民に伝える活動をいう。

(職員の心構え)

第3条 熊本県警察職員(以下「職員」という。)は、広報活動の重要性を認識するとともに、自らがその推進者であることを念頭に置いて広報活動を行わなければならない。

(所属長の任務)

第4条 所属長は、所掌事務に係る広報活動を積極的に実施するとともに、所属の職員に対し広報活動に関する指導教養を行わなければならない。

(広報県民課長の任務)

第5条 熊本県警察本部広報県民課長(以下「広報県民課長」という。)は、前条に掲げるもののほか、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 広報活動に係る企画及び調査研究に関すること。
- (2) 広報活動に係る所属間の連絡調整に関すること。
- (3) 報道機関、官公庁その他諸団体との広報連絡に関すること。
- (4) 広報資料の収集、管理及び提供に関すること。
- (5) 広報紙(誌)の発行に関すること。
- (6) 広報プラザの運用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広報活動上必要な事項に関すること。

(広報担当者)

第6条 広報活動に関する所属長の任務を補佐するために、各所属に広報担当者を置く。

2 広報担当者は、各所属の次席、副隊長、副校長及び副署長をもって充てる。

(広報担当者会議)

第7条 広報県民課長は、広報活動に係る指示、連絡等を行うために必要があると認めるときは、広報担当者会議を開催することができる。

- 2 広報担当者会議の日時、場所その他会議に関し必要な事項については、広報県民課長がその都度通知する。

(広報連絡)

第8条 警察本部の所属長は、次に掲げる事項について広報活動上必要があると認めるときは、広報県民課長にその内容を文書により連絡しなければならない。

- (1) 事件・事故・災害の発生及びその処理状況に関するもの
- (2) 施策等の実施に関するもの
- (3) 広報活動上参考となるもの

- 2 警察署長は、前各号に掲げる事項について広報活動上必要があると認めるときは、当該事項に係る警察本部の所属長と連絡、調整を行った後、広報県民課長にその内容を文書により連絡しなければならない。

- 3 前2項に規定する連絡は、執務時間外においては、広報県民課長に代えて警察本部当直（熊本県警察の当直に関する訓令（令和5年熊本県警察本部訓令第9号）第4条第2項に規定する警察本部当直を除く。）の当直主任に行うものとする。

附 則

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成14年3月15日本部訓令第2号)

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成21年3月13日本部訓令第3号)

この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(令和5年3月10日本部訓令第10号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。